

## 家賃支援制度第 2 弾

# 柳川市がんばる家賃軽減支援金

6月分以降の家賃を国・県とともに支援

### 重要なお知らせ

「柳川市がんばる家賃軽減支援金」の申請には、県の「福岡県家賃軽減支援金」の給付決定を受けていることが必要です。まずは、県へ「福岡県家賃軽減支援金」を申請し、県から給付決定を受けた後に、「柳川市がんばる家賃軽減支援金」を申請いただきますようお願いいたします。

※「福岡県家賃軽減支援金」の給付を受けるためには、国の「家賃支援給付金」の給付決定を受ける必要があります。

### 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、県の「福岡県家賃軽減支援金」の給付対象者に対し、「がんばる家賃軽減支援金」を上乗せして給付します。

※国・県の支援とあわせて事業者負担を2割まで軽減します。

(国・県・市であわせて家賃の8割を支援します。)

### 給付額

- **給付率**：家賃が、法人75万円以下・個人37.5万円以下の部分...家賃の1/15  
(上記を超え、法人225万円以下・個人112.5万円以下の部分...1/30)
- **給付月数**：6か月分（6月以降の家賃が対象）
- **最大給付額**：法人60万円、個人30万円

### 給付要件（次の①②③④のすべてを満たす事業者）

- ① 福岡県家賃軽減支援金の給付決定を受けた者であること
- ② 支援金の申請対象金額が、福岡県家賃軽減支援金において給付決定額の算定の対象とされた支払賃料であること  
※支払賃料：賃料、共益費、管理費（消費税などを含む）
- ③ 確定申告の納税地が柳川市内であること  
※納税地：法人は本店又は主たる事業所の所在地、個人事業者は住所地
- ④ 支援金の申請対象金額が、柳川市内に所在する建物又は土地の給付対象家賃であること

### 申請受付期間

令和2年8月11日(火)～令和3年3月31日(水)

## 必要書類

- 法人・個人事業者共通
  - 「福岡県家賃軽減支援金支給通知書」の写し
  - 通帳の写し
  - その他市が必要と認める書類
- 法人の場合
  - 確定申告の納税地を証する書類の写し（確定申告書別表一の控えの写し等）
- 個人事業者の場合
  - 本人確認書類等（運転免許証の写し等）  
※氏名、生年月日、住所が確認できるもの

## よくあるお問い合わせ

### Q. 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A. 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

### Q. 借地の賃料は対象ですか？

A. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。

### Q. 自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A. 対象ではありません

## 申請方法：原則郵送

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付してがんばる応援金事業実施本部へ切手を貼って郵送してください。

## 問合せ先及び送付先

〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾120番地

柳川市役所（大和庁舎） 商工・ブランド振興課 がんばる応援金事業実施本部

電話 0944-77-8171 FAX 0944-76-1170



----- (切り取り) -----



〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾120番地

商工・ブランド振興課 がんばる応援金事業実施本部 宛

（がんばる家賃軽減支援金申請書在中）